

学校いじめ防止基本方針

最終改正 令和8年6月

1 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、「どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の生徒が、明るく、楽しく、心豊かな学校生活を送ることができるよう、生徒・教職員・保護者・地域住民が一体となって、いじめの問題に取り組めるよう「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に多大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、許されざる人権侵害である。したがって、学校における教育活動全体において、生命や人と人との関わりを大切にする教育を実践し、教職員が、生徒一人ひとりが多様な個性を持つかけがえない存在であることを強く認識し、すべての生徒の人権が尊重され、安心・安全で、充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめのない子ども社会の実現を目指し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、組織的に対応する。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 教職員の姿勢

- (1) 生徒一人ひとりが、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- (2) 生徒が自己実現を図れるように、分かる授業を日々行うことに努める。
- (3) 生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や心の通い合う教育実践の充実を図る。
- (4) 「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることを様々な活動を通し生徒に示す。
- (5) 生徒一人ひとりの変化に気づくことができる、鋭敏な感覚を持つように努める。
- (6) 生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- (7) 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての資質能力向上のための研修の充実を図る。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- (8) 問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識を持つ。
- (9) 特別な支援を必要とする生徒に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応に十分配慮する。

4 いじめ防止等に関する施策

- (1) 学校におけるいじめ防止の取り組み
 - ① 未然防止のための取り組み
 - (ア) 学業指導・特別活動・道徳教育の充実
 - ・ 共生意識、共感意識の醸成等人間性の陶冶
 - ・ 授業規律の徹底と規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
 - ・ コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人ひとりに配慮したわかる授業づくり
 - ・ 教科「情報」等におけるモラル教育の充実

411 学校いじめ防止基本方針

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
 - ・ボランティア活動の推進
 - (イ) 教育相談体制の充実
 - ・担任等による面談
 - ・スクールカウンセラーによる面談
 - (ウ) 校内体制の確立
 - ・「いじめ防止対策委員会」を中心とした、日常の指導体制【別紙1参照】及び緊急時の組織的対応【別紙2参照】
 - ・教育相談情報交換会での情報共有
 - (エ) 人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚及び講演会等の実施
 - (オ) 学校いじめ防止基本方針の周知
 - ・ホームページに掲載及び掲載を保護者へ周知
 - (カ) 望ましい人間関係の在り方、ネットトラブル等の未然防止
 - (キ) 職員研修の充実
 - ・校内研修会の実施
 - ・外部研修等への積極的参加
 - (ク) 関係機関（福祉関係機関・警察等）の協力による講話等の実施
 - (ケ) 日常的教育活動（授業、道徳教育、特別活動、部活動等）をととした豊かな心の育成
 - (コ) 保護者・地域との緊密な連携による迅速な状況把握・情報共有
 - (サ) いじめ問題への対応を適切に行うため、学校評価で取り組みを評価
- ② 早期発見・早期解決のための取り組み
- (ア) 校内外研修による教職員の意識向上と緊密な情報交換
 - (イ) 普段からの家庭との連携・協力関係の構築
 - (ウ) いじめ早期発見チェックシート【別紙3参照】やアンケートの年4回の実施
 - (エ) 心配な様子が見られる生徒に対しての個人面談の実施（いじめアンケート結果の活用）
 - (オ) 校内巡視等によるきめ細かな生徒観察
- (2) 生徒主体の取り組み
- (ア) いじめ根絶に向けた生徒会等による意識啓発活動
 - (イ) 多様な価値観やコミュニケーション能力を身につけるためのボランティア活動への積極的参加
- (3) 保護者や地域との連携した取り組み
- (ア) 保護者や地域と連携したいじめ撲滅の活動
 - (イ) 保護者会や保護者面談等で、学校の現状や取り組み内容等の情報を発信し、家庭の協力を依頼

5 生徒への対応

- (1) 関係生徒に対する迅速な事実確認（状況の正確な把握・確認・報告）
- (2) 関係生徒への支援・指導
 - ① いじめを受けている生徒に対する支援・・・いじめられている生徒の感情に寄り添い、生徒の心情に共感し、心配や不安を取り除くとともに、いじめられている生徒の立場で、継続的に支援する。
 - (ア) 苦痛の共感的な理解と対応
 - (イ) 安全、安心できる環境の確保
 - (ウ) 長期的な相談支援（心のケア）
 - ② いじめを行った生徒に対する指導・・・いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるよう根気強く指導する。

411 学校いじめ防止基本方針

- (ア) 相手の苦しみを理解させる指導
 - (イ) 自分の行為と自分自身を見つめさせる指導
 - (ウ) 温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導
 - (エ) 人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導
 - (オ) 必要に応じて、懲戒による指導及び関係機関（児童相談所・警察等）との連携を行う。
- ③ 観衆や傍観者となった生徒に対する指導・・・周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。
- (ア) いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導
 - (イ) いじめをはやし立てたり、黙認したりする意識について見つめ直す指導
 - (ウ) いじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒を救うことにもなるという意識を持たせる指導
 - (エ) いじめは決して許されないことの理解を促し、心の通う人間関係を構築する能力を養う。
- ④ 特に配慮が必要な生徒
- (ア) 発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめ
 - (イ) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒がかかわるいじめ
 - (ウ) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめ
 - (エ) 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒に対するいじめ

6 保護者への対応

- (1) いじめを受けた生徒の保護者に対して
相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。
 - ① 事実を迅速に伝える。
 - ② 共感的理解と対応を前提に、保護者の心情や要望を十分に聴いた上で、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。
- (2) いじめを行った生徒の保護者に対して
事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
 - ① 事実を迅速に伝える。
 - ② いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。
- (3) 全ての生徒・保護者に対して
いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識をかえる必要がある場合、又は、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者会を開催することがある。
子どもの規範意識の涵養のための家庭での指導が適切に行えるよう、保護者への啓発活動や相談窓口の設置などの家庭支援を行う。
※被害生徒や保護者に対して、その心情に十分配慮しながら心のケアを行い、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報提供の対応を行う。
※家庭への情報提供等については、予断のない一貫した情報を発信し、関係生徒の個人情報の取扱いに十分留意し、適切に行う。

7 いじめの解消

以下の2点を「いじめ防止対策委員会」で確認し、解消を判断する。解消と判断した場合も、引き続き「教育相談情報交換会」等で情報交換し配慮する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し面談等で確認する。

8 関係機関との連携

(1) 岩手県教育委員会との連携

① 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法

② 第三者等の調査機関の活用

(2) 山田町駐在所及び宮古警察署生活安全課との連携

① 心身や財産に重大な被害が疑われる場合

② 犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係機関との連携

① 家庭での養育に関する指導・助言

② 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

(4) 医療機関・スクールカウンセラーとの連携

① 精神保健に関する相談

② 精神症状についての治療、指導・助言

9 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

インターネットやソーシャルメディアを利用して、文字や画像等を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、あるいは特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

① 保護者への啓発

(ア) フィルタリングの推奨

(イ) 保護者の責務による指導

② 情報教育の充実

(ア) 情報の授業における情報モラル教育やサイバー犯罪防止の積極的な推進

③ ネット社会についての講話等の実施

(3) ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握

(ア) 被害者からの訴え

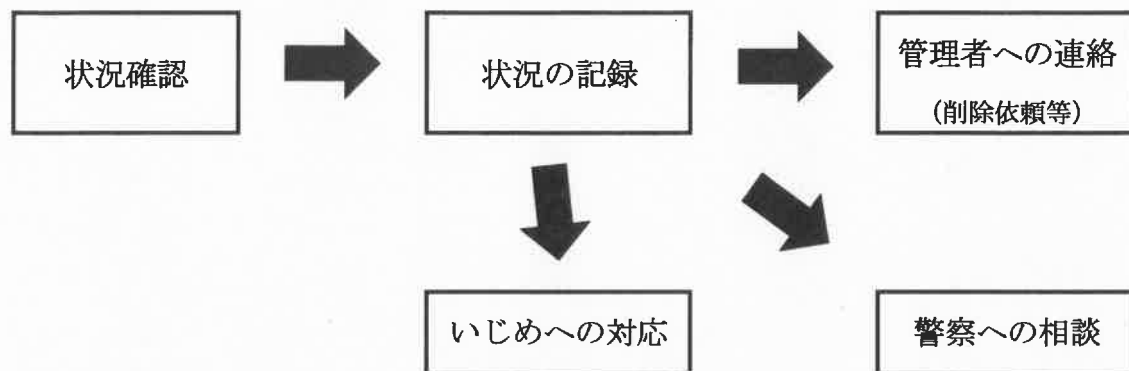
(イ) 閲覧者からの情報

(ウ) ネットパトロール

(エ) 警察や少年サポートセンターとの連携

411 学校いじめ防止基本方針

② 不当な書き込みへの対処



10 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合

② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

- (ア) 一定期間連続して欠席しているような場合。

(2) 重大事態時の対処（調査・報告、措置）

学校が重大事態と判断した場合、岩手県教育委員会事務局に速やかに報告するとともに、岩手県教育委員会又は学校の下に組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。また、状況に応じて第三者機関及び支援チームの支援を得て解決にあたる。

附 則

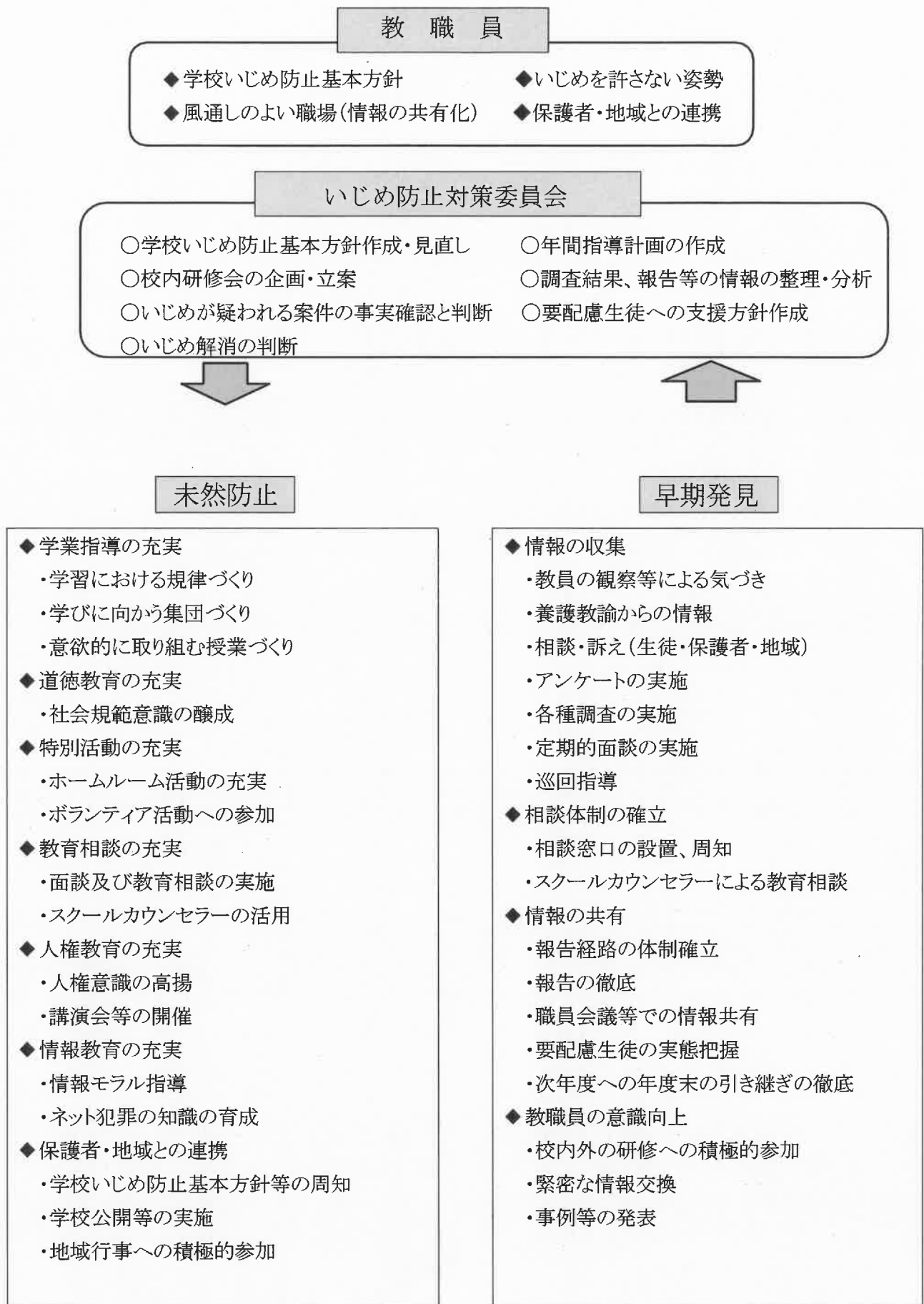
平成26年6月 施行

平成31年2月

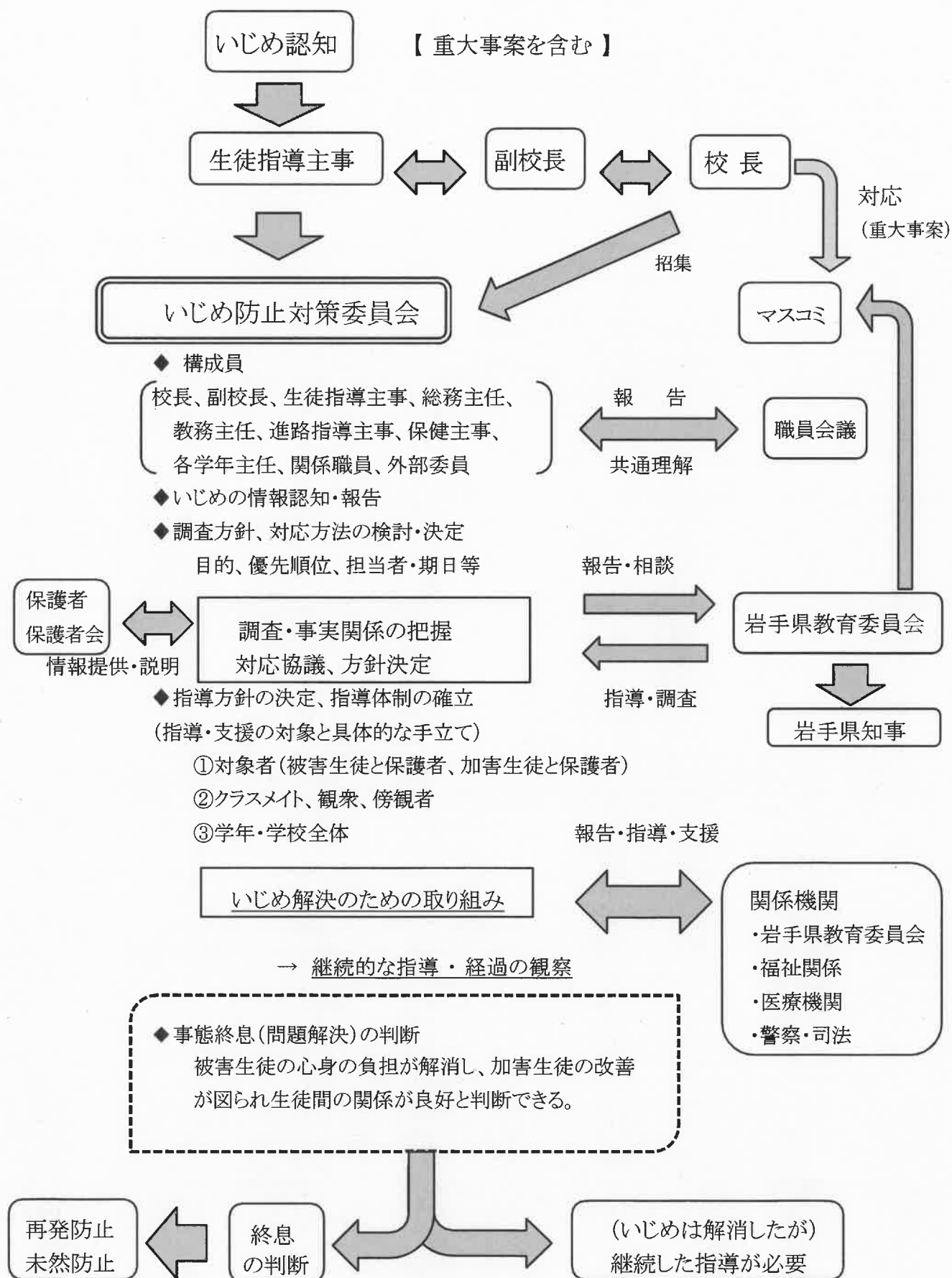
令和7年4月 一部改正

令和8年6月 最終改正

日常の指導体制(未然防止・早期発見)



緊急時の組織的対応



1. いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教職員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	チェックポイント
登校時 朝のSHR	☐ 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない ☐ 教職員と視線を合わせず、うつむいている ☐ 体調不良を訴える ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる
授業中	☐ 保健室・トイレに頻繁に行くようになる ☐ 教材等の忘れ物が目立つ ☐ 机周りが散乱している ☐ 決められた座席と異なる席に着いている ☐ 教科書・ノートに汚れがある ☐ 突然個人名が出される
休み時間等	☐ 弁当にいたずらをされる ☐ 昼食を教室の自分の席で食べない ☐ 用のない場所にいることが多い ☐ ふざけ合っているが表情がさえない ☐ 衣服が汚れていたりしている ☐ 一人で清掃している
放課後等	☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする ☐ 一人で部活動の準備、片付けをしている

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒とのコミュニケーションを増やし、状況を把握する。

チェックポイント
☐ 教室等で仲間同士集まり、ひそひそ話をしている ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている ☐ 教職員が近づくと、不自然に分散したりする ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる

3 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりなど、サインを見逃さないようにする。

チェックポイント
☐ 嫌なあだ名が聞こえる
☐ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる
☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る
☐ 筆記用具等の貸し借りが多い
☐ 壁等にいたずらや落書きがある
☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっていることが多い

4 家庭でのサイン

面談や電話連絡、家庭訪問等により、保護者と密に連絡を取り、家庭での様子を把握する。

チェックポイント
☐ 学校や友人のことを話さなくなる
☐ 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる
☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする
☐ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする
☐ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする
☐ 不審な電話やメールがあつたりする
☐ 遊ぶ友達が急に変わる
☐ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある
☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある
☐ 登校時刻になると体調不良を訴える
☐ 食欲不振・不眠を訴える
☐ 学習時間が減る
☐ 成績が下がる
☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする
☐ 自転車がよくパンクする
☐ 家庭の品物、金銭がなくなる
☐ 大きな額の金銭を欲しがる

いじめ相談窓口一覧

相談連絡先	電話番号／メールアドレス
24 時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
ふれあいメール(メール相談)	fureai@pref.iwate.jp
総合教育センター(県教委)	0198-27-2331
いのちの電話	019-654-7575
ヤング・テレホン・コーナー(岩手県警)	019-651-7867 0800-000-7867
青少年なやみ相談室	019-606-1722
こどもの人権 110 番(法務局)	0120-007-110 (フリーダイヤル)
チャイルドライン	0120-99-7777
宮古教育事務所(県教委)	0193-64-2222